

Fukushima Tech Createに関する情報発信業務 委託仕様書(案)

1. 委託業務名

Fukushima Tech Createに関する情報発信業務

2. 契約期間

委託契約締結の日から令和5年3月17日(金)まで

3. 委託業務の目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「イノベ機構」という。)では、福島イノベーション・コースト構想を推進する浜通り地域等15市町村(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)以下「イノベ地域」という。)における様々な挑戦をサポートするため、事業シード等を生み出し、シードを有する企業等を育てる仕組みを構築するとともに、当該地域を起点に新たな事業を行う企業等の発掘・定着を促進する Fukushima Tech Create(以下「FTC」という。)を実施している。

そのFTCに関するプロモーション動画を作成し、デジタルマーケティング等を活用してこれらの動画を効果的に配信する。例えば、事業内容や支援内容を踏まえた成果、参加者の声等をPRすることで、FTCの認知度向上、次年度以降の起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する事業者等の全国からの掘り起こし等を図ることを目的とする。

4. 委託業務の内容

(1) 動画の制作

ア プロモーション動画の制作

上記の目的に沿ったプロモーション動画を制作すること。イノベ機構としては、次の①及び②の制作をそれぞれ行うことを想定している。ただし、これと異なる提案も可とする。

① 事業概要動画の制作

イノベ機構HPに掲載している令和3年度事業概要動画の情報を最新のものへ更新するなどして新たな事業概要動画を制作する。(動画の長さは原則として最大3分までを想定。)

② 具体的支援内容の紹介動画の制作

FTCの具体的支援の取組や参加者のインタビューを交えた動画を制作する。

イ YouTube・SNS 広告用動画の制作

15秒程度及び6秒程度の動画を制作する。

※イノベ機構としては、上記動画の制作にあたり、FTC参加者のインタビューや実証実験の様子等に関する動画の撮影を行うことを想定しており、撮影に関しては、FTC参加者の中から4社程度を想定している。撮影を行う場合、対象者や撮影日時等については、発注者

と協議の上で決定する。

※イノベ機構で所有する動画や画像等のデータは、必要に応じて提供する。

※参考：令和3年度事業概要動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=XlrMK4sIZwk>)

(2) 動画の効果的な配信

ア 起業・創業（特に支援プログラムへの応募）に興味があると考えられるターゲット層向けに、4.（1）の動画やイノベ機構が過去に制作した動画を用いて、インターネット広告等を活用した効率的・効果的な手法による情報発信を企画・立案し実施すること。

イ 発信に関する効果を測定し、毎月イノベ機構に報告するとともに、アクセス件数や属性などの測定結果を分析し、必要に応じ発信方法の改善を図ること。

(3) その他

FTCの認知度向上を図るため、他メディアの活用等、上記情報発信と相乗的・効果的な手法を提案することも可とする。

5. 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を第三者に委託してはならない。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託したい場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面（任意様式）を提出し、承認を受けなければならない。

6. 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、制作したコンテンツ・情報などの成果等はイノベ機構に帰属する。

なお、委託業務終了後も、制作したコンテンツの内容変更等をイノベ機構側の判断で行う場合もある。

7. その他

(1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解、かつ業務遂行に必要な知識、能力、経験を有する要員を配置すること。

(2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。

(3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、イノベ機構と協議の上で決定すること。

(4) 業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、イノベ機構と協議し、その指示に従うこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じたときは、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(6) 受託者はイノベ機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。

(7) 受託者は受託期間中に知り得た個人情報を適切に管理し、決して漏洩、不正使用を行わない

いこと。当該契約終了後においても同様とする。

- (8) 受託者は撮影を行う場合には撮影先から肖像権使用同意書を取得して承諾を得ること。
- (9) 本委託業務の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちにイノベ機構に連絡し、受託者の責任において解決を図ること。
- (10) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害による苦情や紛争等が生じた場合、速やかにイノベ機構へ連絡するとともに、その原因がイノベ機構に帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、イノベ機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (11) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、イノベ機構に協力すること。

8. 提出物及び提出先

- (1) 契約締結後、速やかに下記のことを提出すること。

	項目	様式等	媒体	備考
1	業務着手届	様式第1号	電子	
2	統括責任者及び担当者通知書	様式第2号	電子	
3	実施工程表・移行計画書	任意様式	電子	
4	その他	任意様式		必要と認める書類、媒体

- (2) その都度、速やかに下記のことを提出すること。

	項目	様式等	媒体	備考
1	定期報告	任意様式	電子	
2	打ち合わせ議事録	任意様式	電子	
3	肖像権使用同意書	任意様式	紙	
4	その他	任意様式		必要と認める書類、媒体

- (3) 業務完了後、速やかに下記のことを提出すること。

	項目	様式等	媒体	備考
1	業務完了届	様式第3号	電子	
2	業務完了報告書	様式第4号	電子	
3	2に添付する書類	任意様式	電子	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書 ・加工前の撮影した動画や画像データ ・制作した動画の電子媒体(CD-R 3枚含む) ・定期報告のまとめ ・打ち合わせ議事録のまとめ
4	請求書	様式第5号	電子	業務完了報告書の確認が終了次

				第速やかに
5	その他	任意様式		必要と認める書類、媒体

(4) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

産業集積部 事業創出支援課

住 所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話：024-581-7045

メール：worksheet-jigyoshien@fipo.or.jp